

吉富町福祉ホーム事業実施要綱

平成23年9月27日

告示第57号

改正 平成25年3月4日告示第9号

平成25年10月28日告示第104号

平成27年12月24日告示第127号

平成28年3月28日告示第32号

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定により、家庭環境又は住宅事情等の理由により居宅において生活が困難な障害者に適切な住居の提供を行うことを目的とする。

(実施主体)

第2条 吉富町福祉ホーム事業（以下「事業」という。）の実施主体は、吉富町とする。ただし、事業の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人等（以下「法人等」という。）に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象者は、本町が援護の実施者となる18歳以上の法に基づく障害者であって、常時の介護及び医療を必要とする状態でない者とする。

(事業の内容)

第4条 事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第176号）に基づき運営が行われている福祉ホーム事業とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする障害者又はその保護者（配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、障害者を現に保護するものをいう。）は、吉富町福祉ホーム事業利用申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(利用の決定通知)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を吉富町福祉ホーム事業利用決定（却下）通知書（別記様式第2号）により前条の申請者に通知し、利用決定の場合は、地域生活支援事業利用券（別記様式第3号）を交付するものとする。

(利用の契約)

第7条 前条の決定通知を受けた者は、吉富町若しくは運営主体となる法人等と利用に関する契約を締結しなければならない。

(変更の届出)

第8条 第6条の規定により利用の決定を受けた者（以下「利用者等」という。）は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、吉富町福祉ホーム事業利用変更届（別記様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(決定の取消)

第9条 町長は、利用者等が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する決定を取り消すことができる。

- (1) 障害者が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 障害者が死亡したとき。
- (3) その他利用申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。

2 町長は、前項の規定による取り消しを行うときは、吉富町福祉ホーム事業利用取消通知書（別記様式第5号）により利用者等に通知するものとする。

(事業の費用)

第10条 この事業に係る費用は、別に定める。ただし、吉富町外に存する福祉ホーム（以下「施設」という。）の費用については、当該施設の存する市町村が定める額によるものとする。

(利用料)

第11条 事業の利用料は、無料とする。ただし、利用者は、施設内での家賃、光熱水費、飲食物費、日用品費その他個人に係る実費を負担しなければならない。

(個人情報保護)

第12条 事業に携わる者は、その事業に関して知り得た利用者等の秘密を他に漏らしてはならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月4日告示第9号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年10月28日告示第104号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年12月24日告示第127号)

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

吉富町福祉ホーム事業利用申請書

吉富町長 様

吉富町福祉ホーム事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|-----------|------|--------|------|------------|
| 申請者 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | 個人番号 | |
| | 居住地 | | 電話番号 | |
| 身体障害者手帳番号 | | 療育手帳番号 | | 精神保健福祉手帳番号 |

| | | | | | | |
|-------------|----------|--------|-----|----------------|-------------|-----------------|
| 他のサービス利用の状況 | 障害福祉サービス | 障害程度区分 | 有・無 | 区分 1 2 3 4 5 6 | 有効期間 | 年 月 日～ 年 月 日 |
| | 介護保険 | 要介護認定 | 有・無 | 要介護度 | 要支援 ()・要介護 | 1 2 3 4 5 |
| 申請する支援の内容 | | | | | | |

吉富町福祉ホーム事業利用決定（却下）通知書

様

吉富町長

印

吉富町福祉ホーム事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 決定

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-----------------|-----|----|---|---|------|-------|---|---|------|--|
| 決定者 | フリガナ | | | | | 生年月日 | 年 月 日 | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | |
| | 居住地 | | | | | 電話番号 | | | | | |
| 有効期間 | | | | | | 費用負担 | | | | | |
| 障害福祉サービスの利用状況 | 障害程度区分 | 有・無 | 区分 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 有効期間 | |
| | 利用中のサービスの種類と内容等 | | | | | | | | | | |

| | |
|-------|--|
| 支援の内容 | |
|-------|--|

| | |
|------|---|
| 注意事項 | 1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。 2 記載事項等に変更があったときには、吉富町長にその旨を届出てください。 |
|------|---|

2 却下

| | |
|------|--|
| 却下理由 | |
|------|--|

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第3号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

吉富町長

印

地 域 生 活 支 援 事 業 利 用 券

| | | | |
|--------------------|---------------|------|-------|
| 受給者番号 | | 区 分 | |
| 利用者氏名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 住 所 | 〒 | | |
| 電 話 番 号 | | | |
| 利 用 す る サ ー ビ ス | 吉富町福祉ホーム事業 | | |
| 決 定 内 容 | | | |
| 利 用 者 負 担 | | | |
| 有 効 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 備 考 | | | |

※ 次年度の利用を希望する際は更新の手続きが必要になります。

※ 記載事項に変更が生じたときは役場まで届出てください。

別記様式第4号（第8条関係）

年 月 日

吉富町福祉ホーム事業利用変更届

吉富町長 様

吉富町福祉ホーム事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり届出します。

記

| | | | | |
|-----------|------|--------|------------|-------|
| 利用者等 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏名 | | 個人番号 | |
| | 居住地 | | 電話番号 | |
| 身体障害者手帳番号 | | 療育手帳番号 | 精神保健福祉手帳番号 | |

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|-------|-----|
| 氏名等 | | |
| 居住地 | | |
| その他 | | |
| 変更年月日 | 年 月 日 | |

別記様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

吉富町福祉ホーム事業利用取消通知書

様

吉富町長

印

吉富町福祉ホーム事業実施要綱第9条の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | | | |
|-------|------|-------|------|-------|
| 利用者等 | フリガナ | | 生年月日 | 年 月 日 |
| | 氏 名 | | | |
| | 居住地 | | 電話番号 | |
| 取消年月日 | | 年 月 日 | | |
| 取消理由 | | | | |

教示

この決定に不服があるときは、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に吉富町長に対して審査請求をすることができます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に吉富町を被告として（代表者は吉富町長となります。）この決定の取消しの訴えを提起することもできます（この決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

なお、決定の取消しの訴えは、審査請求を行った後においては、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提訴することができます（その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの決定の取消しの訴えを提訴することができなくなります。）。

別記様式第1号 (第5条関係)

別記様式第2号 (第6条関係)

別記様式第3号 (第6条関係)

別記様式第4号 (第8条関係)

別記様式第5号 (第9条関係)